

タカラヅカレビュー S T A C I A 会員規約（ジュニア会員版）

第1部 一般条項

第1条（総則） 本規約は、阪急電鉄株式会社（以下「阪急電鉄」という）、株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という）ならびに三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）の三社（以下「発行三社」という）が提携して発行する、宝塚友の会（以下「友の会」という）の会員証機能を有するカード「タカラヅカレビュー S T A C I A ジュニアカード」（以下「カード」という）の、基本的事項について定めるものです。

第2条（ジュニア会員）

1. ジュニア会員とは、タカラヅカレビュー S T A C I A 会員特約（ジュニア会員版）、宝塚友の会会員規約（ジュニア会員版）、S T A C I A カード会員規約ならびに本規約を承認のうえ、親権者が契約主体となってカードの入会申込みをした個人のうち、発行三社が入会を認め、ジュニア会員として貸与した方をいいます。（契約主体の親権者とジュニア会員をあわせて「会員等」といいます。）

2. 親権者にはカードは発行されません。

第3条（届出事項の変更）

1. 会員等は届出事項に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員等は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話による届出等の三井住友所定の方法により変更事項を届出るものとします。

2. 氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他三井住友が必要と認める場合には、会員等は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。

3. 前2項の届出がなされていない場合でも、三井住友は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員等は三井住友の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

4. 第1項および第2項の届出がないために、三井住友からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員等に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。

第4条（規約の変更、承認） 本規約が改定され、その改定内容が発行三社から会員等に通知または公表された後に、ジュニア会員がカードを利用したときは、会員等はその改定を承認したものとみなします。

第5条（カードの貸与と取扱い）

1. 発行三社は、ジュニア会員に氏名・会員番号・有効期限等を表面に印字した、タカラヅカレビュー S T A C I A ジュニアカードを発行し、貸与します。ジュニア会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ジュニア会員は、カード発行後も、本人確認手続を求めた場合にはこれに従うものとします。

2. カードの所有権は発行三社に属します。カードはカード表面に印字されたジュニア会員

本人以外は使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。

3. ジュニア会員は、カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、ジュニア会員は、カードを親権者および第三者に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードを親権者および第三者に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。

4. カードの使用、管理に際して、ジュニア会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、親権者は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとし、

5. 会員等が第17条第1項第7号または第8号に該当すると具体的に疑われる場合には三井住友は、会員等に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員等は、これに応じるものとし、

第6条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、三井住友が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとし、

2. 会員等よりカードの退会の申出がなく、発行三社が引き続き友の会会員として認める場合には、本会員へのお切替のご案内を送付します。

会員等は有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとし、

3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとし、

第7条（暗証番号）

1. 三井住友は、会員等より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または三井住友が定める指定禁止番号を申出た場合は、三井住友所定の方法により登録します。

2. 会員等は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、三井住友に責のある場合を除き、親権者は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとし、

第8条（カードの利用及びカード利用限度額とお支払）

1. カードの利用限度額は、友の会所定の方法による阪急電鉄の主催を中心とする宝塚歌劇公演のチケット（以下「チケット」という）購入・友の会入会金・友の会年会費（以下「友の会ご利用代金」という）を合算した未決済残高として管理します。利用限度額は、三井住友が定め、三井住友所定の方法により会員等に通知します。ジュニア会員がこの利用限度額を超えてカードを使用した場合も、親権者は当然にその支払いの責を負うものとし、

2. 親権者は友の会ご利用代金を第13条で定めるところにより支払うものとし、

3. 本条に定める利用限度額は、会員等の信用状態が悪化したと認められる場合、または三

井住友が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。

第9条（カードの再発行） 三井住友は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員等が三井住友所定の届けを提出し三井住友が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、親権者は、三井住友所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第10条（紛失・盗難、偽造）

1. カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により第三者に不正利用された場合、親権者は、そのカードの利用に関する代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

2. 会員等は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を三井住友に通知し、最寄警察署に届出るものとします。三井住友への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、親権者は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員等は被害状況等の調査に協力するものとします。

4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用についてジュニア

会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について親権者が支払いの責を負うものとします。

第11条（会員保障制度）

1. 前条1項の規定にかかわらず、三井住友は、ジュニア会員が紛失・盗難により第三者にカードを不正利用された場合であって、前条2項の警察及び三井住友への届出がなされたときは、これによって会員等が被るカードの不正利用による損害をてん補します。

2. 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。

3. 次の場合は、三井住友はてん補の責を負いません。 ①会員等の故意若しくは重大な過失に起因する損害 ②損害の発生が保障期間外の場合 ③ジュニア会員の家族・同居人・三井住友から送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合 ④会員等が本条4項の義務を怠った場合 ⑤紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合 ⑥暗証番号の入力を伴う取引についての損害（但し、三井住友に登録されている暗証番号の管理について、会員等に故意または過失がないと三井住友が認めた場合はこの限りではありません。） ⑦前条2項の紛失・盗難の通知を三井住友が受領した日の61日以前に生じた損害 ⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害

⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害

4. 会員等は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に三井住友が損害のてん補に必要と認める書類を三井住友に提出すると共に、会員等は被害状況等の調査に協力するものとします。

第12条（カード利用の一時停止）

1. 三井住友は、ジュニア会員がカード利用限度額を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用限度額以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの

利用状況が不審な場合、若しくは延滞が頻繁に発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、友の会ご利用を一時的にお断りすることがあります。

2. 三井住友は、会員等が本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カード利用を一時的に停止し、若しくは、カードの回収を行うことができます。カード回収の要請があったときは、会員等は異議なくこれに応ずるものとしします。

3. 三井住友は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員等に当社が指定する書面の提出及び申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においてはカードの利用を制限することができるものとしします。

第13条（代金決済口座及び決済日）

1. 親権者が三井住友に支払うべきカード利用に基づく一切の債務は、親権者が支払いのために指定した預金口座（親権者名義に限る）から口座振替、証券口座（親権者名義に限る）から引落しまたは通常郵便貯金（親権者名義に限る。以下預金口座、証券口座および通常郵便貯金を総称して「決済口座」という）から自動払込みにより支払うものとしします。但し、親権者が希望し三井住友が適当と認めるときは、三井住友の指定する預金口座への振込等三井住友が別途指定する方法で支払うものとしします。

2. 三井住友に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日としします。但し、三井住友若しくは金融機関の都合により、10日の支払期日が毎月8日となることがあります。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

3. 三井住友は、親権者の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに親権者の届出住所宛に送付します。親権者は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に三井住友に対し異議を申出るものとしします。

第14条（決済口座の残高不足等による再振替等） 決済口座の残高不足等により、支払期日に、三井住友に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みができない場合には、三井住友は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとしします。但し、三井住友から別途指示があったときは、親権者は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとしします。

第15条（支払金等の充当順序） 親権者の弁済した金額が本規約及びその他の契約に基づき三井住友に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、三井住友が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとしします。

第16条（期限の利益の喪失）

1. 会員等は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに親権者は、債務の全額を支払うものとしします。 ①仮差押、差押、競売の申請、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき ②租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき ③自ら

振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき

2. 会員等は、三井住友に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第17条1項の規定により会員資格を取消された場合、当然に期限の利益を失い、直ちに親権者は、当該債務の全額を支払うものとします。

3. 会員等は、次のいずれかの事由に該当した場合、三井住友の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに親権者は、債務の全額を支払うものとします。 ①三井住友が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき ②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき ③会員等の信用状態が悪化したとき ④提携先会員規約に違反があるとき

4. 親権者は、前3項の債務を支払う場合には、三井住友の本社または支店へ持参若しくは送金して支払うものとします。但し、三井住友が適当若しくは必要と認めた場合は、第14条の但書の定めにより支払うものとします。

第17条（ジュニア会員資格の取消し）

1. 三井住友は、会員等が次のいずれかに該当した場合、その他三井住友においてジュニア会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずにジュニア会員資格を取消することができるものとします。 ①カード等の申し込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員等の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合 ②本規約のいずれかに違反した場合 ③友の会ご利用代金等三井住友に対する債務の履行を怠った場合 ④換金を目的とした商品購入の疑い等、ジュニア会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると三井住友が判断した場合 ⑤カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合 ⑥会員等のいずれかが死亡した場合または会員等の親族等から会員等のいずれかが死亡した旨の連絡があった場合 ⑦会員等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の（1）から（2）のいずれかに該当した場合 （1）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること （2）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑧会員等が、自らまたは第三者を利用して、次の（1）から（5）までのいずれかに該当する行為をした場合 （1）暴力的な要求行為 （2）法的な責任を超えた不当な要求行為 （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 （5）その他前記（1）から（4）に準ずる行為 ⑨会員等に対し第5条第5項または第12条第3項の調査等が完了しない場合や会員等がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 ⑩会員等が、会員として三井住友から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑨に記載した事項のいずれかに該当

する事由が生じたとき

2. 会員等の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。

3. 会員資格を取消されたときは、会員等は速やかにカードを三井住友に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員等は発行三社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

第18条（退会） 会員等が退会をする場合は、ジュニア会員のカード等を添え、所定の届出用紙により三井住友に届出るものとします。この場合、債務全額を弁済していただくこともあります。

第19条（費用の負担） 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要した費用、支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて親権者の負担とします。

第20条（合意管轄裁判所） 会員等と発行三社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員等の住所地、商品等の購入地および発行三社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第21条（準拠法） 会員等と発行三社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第2部 カードによる取引と利用代金の支払い

第22条（債権譲渡の承諾等）

1. ジュニア会員は、友の会（阪急電鉄）の所定の方法により、友の会定期講読誌の購入、チケット購入など友の会が定めたサービスの提供を受けることができます。なお、購入についてのカード利用手続きは、友の会ガイドブックで定めるものとします。

2. 親権者は、ジュニア会員がカード利用手続きを行ないカード利用による取引の結果生じた会員等に対する債権を、友の会（阪急電鉄）から直接、三井住友に対して譲渡することにつき、予め異議なく承諾するものとします。

3. カードの利用による取引上の紛議は会員等と友の会（阪急電鉄）とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により友の会（阪急電鉄）と取引した後に友の会（阪急電鉄）との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については三井住友所定の方法によるものとします。

4. 親権者は、ジュニア会員がカード利用により購入した商品の代金債務を三井住友に完済するまで、当該商品の所有権が三井住友に帰属することを承諾するものとします。

第23条（カード利用代金の支払区分）

1. カード利用代金の支払区分は1回払いのみとします。

2. 1回払いの支払期日及び支払金額は利用額の全額につき翌月の支払期日となります。但し、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。

第24条（遅延損害金） 会員等が、カード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限

の利益喪失の日から完済の日まで、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

＜ご相談窓口＞

本規約についてのお問合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁については、下記のお客様相談室までご連絡ください。

＜お客様相談室＞

三井住友カード株式会社 お客様相談室

〒135-0061 東京都江東区豊洲2-2-31 S M B C 豊洲ビル 電話番号03-6636-8266

株式会社阪急阪神カード お客様相談室

〒530-8389 大阪市北区芝田1-16-1 電話番号06-6375-6488

(2025 年 2 月改定)